

静岡県指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者における支援の提供に係る事故報告要領

第1 趣旨

静岡県が指定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）において、支援の提供により事故が発生した場合の報告については、法令等で定めるほか、この要領に定めるところとし、障害児の安全確保及び指定障害児通所支援事業者等に対する適切な指導に資するものとする。

第2 報告すべき事故

次の(1)から(4)の事故に該当する場合は必ず報告するものとする。

- (1) 死亡事故
- (2) 事故発生後、障害児が医師の診察を受け通院又は入院を要することとなった事故
- (3) 事故の発生に従業者が関わった事故
- (4) 上記以外の事故

第3 事故の報告方法

(1) 指定障害児通所支援事業者等

事故が発生した場合、速やかに事故報告書（事故内容報告様式）により援護の実施者である県又は市町及び静岡県障害者福祉課（以下、「障害者福祉課」という。）に報告する。

なお、静岡県が支給決定を行った保護者の児童に係る援護の実施者に対する報告は、当該利用者の支給決定を行った課宛てとする。

(2) 援護の実施者である県又は市町

指定障害児通所支援事業者等から報告を受けた事故については、必要に応じて、障害児の状況の確認、家族への支援等の対応を行うものとする。

(3) 障害者福祉課

指定障害児通所支援事業者等から報告を受けた事故について、当該指定障害児通所支援事業者等への指導等必要な対応を行うものとする。

第4 その他

援護の実施者である県又は市町及び障害者福祉課は、指定障害児通所支援事業者等から事故の報告があった場合は、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うなど連携して、障害児の安全の確保に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。